

I C A N N 政府諮問委員会 ヨハネスブルグ会合報告

平成29年8月8日（第49回 I C A N N 報告会）

総務省データ通信課

角田 梨翔

目次

1. 政府諮問委員会（G A C）ヨハネスブルグ会合の概要 1
2. G A Cにおける主な議論 3
 - ※ 「.AMAZON」申請拒否にかかるIRPパネル最終宣言概要 7
3. クロスコミュニティセッション 9
4. 理事会への助言 11
5. コミュニケの概要 13
6. P S W G（Public Safety Working Group）の概要 14

1. 政府諮問委員会（GAC）ヨハネスブルグ会合の概要

1. 開催日：2017年6月26日（月）～29日（木）
2. 開催地：ヨハネスブルグ（南アフリカ共和国）
3. 出席者：62か国・地域の政府、6の国際機関等（オブザーバー）
（ICANN全体では、1300人以上が参加）
日本からは総務省データ通信課高村企画官及び角田官が出席

4. 主な議題：

- （1）Empowered Community(EC)へのGACとして関与の仕方
- （2）GACの意思決定方法
- （3）2nd level domainにおける2文字コードの扱い
- （4）新gTLD追加の在り方
- （5）ルートKSKロールオーバー

この他、クロスコミュニティセッションが開催

5. その他：

- 2017年の第2回の総会（B会合）
- 2019年3月会合の神戸開催が決定
- JPRSの堀田博文氏が、Multi-stakeholder Ethos Award[※]を、LACNIC創設者のPatricio Poblete氏（チリ）とともに受賞



会場の様子

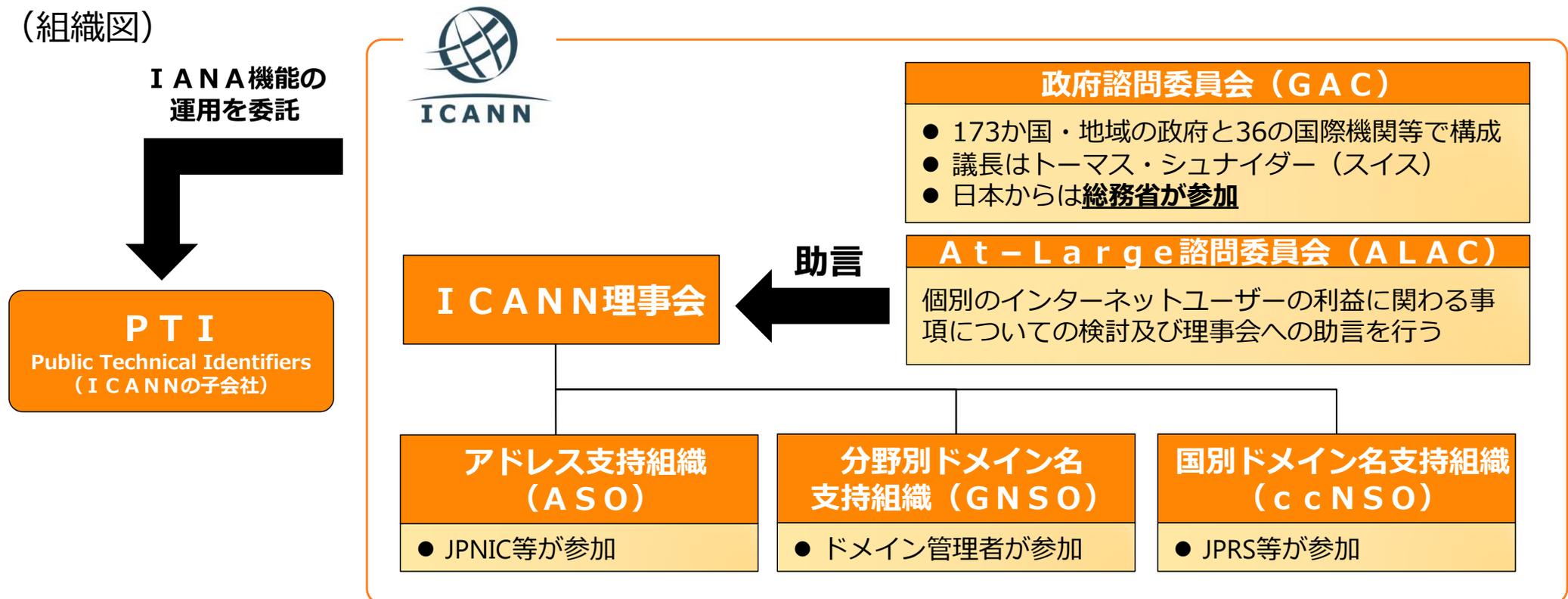
[※]マルチステークホルダーアプローチを具現化する人物について、毎年、候補者の他薦を募った上で2名程度を表彰(2014年から)

(参考) ICANNの概要

Internet Corporation for Assigned Names and Numbers

- 米国カリフォルニア州法に基づく非営利公益法人。
- 1998年に設立。本部はロサンゼルス。事務総長兼CEOはヨーラン・マービー（スウェーデン出身）。
- **マルチステークホルダーによる監督の下、インターネットの重要資源の世界的な管理・調整業務を実施。**
- 毎年3回の会合（A会合：6日間、B会合：4日間、C会合：7日間）を開催。
- 総務省は政府諮問委員会のメンバーとして参加。

(組織図)



2-1. GACにおける主な議論（GACの運営関係）

1. Empowered CommunityへのGACとして関与の仕方

- ICANNの透明性向上を目的とした理事会のガバナンス組織の一部見直しに係る定款変更にあたり、Empowered Community(EC)の承認が必要となっている。その一環として、誰もが参加可能なコミュニティフォーラムが今回例会において開催された。
- これを踏まえ、当該コミュニティフォーラムにおけるGAC代表者の行動原則について議論した。その結果、①次例会まではGAC議長がECでのGAC代表を務めること、②GACは今回の定款変更について支持をする前提で対応することに合意した。（なお、コミュニティフォーラムでは、主に「透明性向上策が不十分」との立場からの意見が多数述べられたが、反対意見はほぼ無かった。）
- 今回例会では個別課題に対し全体のコンセンサスを得たが、関与方法のルール化に向け、次例会まで有志メンバーによるステアリンググループで課題を検討することになった。

2. GACの意思決定の方法

- GACの意思決定案への「正式な反対」の定義について議論されたが、合意に至らず。
- 何票の「正式な反対」でECにおけるGAC代表の行動原則案（事務局提案では3以上）、「フルコンセンサス助言」案※1、「コンセンサス助言」案※2が否決されるべきかについても議論されたが、合意に至らず。

※1当該助言に反する決議を理事会が行う場合、60%超の賛成が必要。理事会及びGAC双方が互いに受け入れられる解決策を見つける義務を負う。

※2単なる助言であり、理事会は尊重義務のみ負う。

- 本件についても、上記ステアリンググループで議論されることになった。

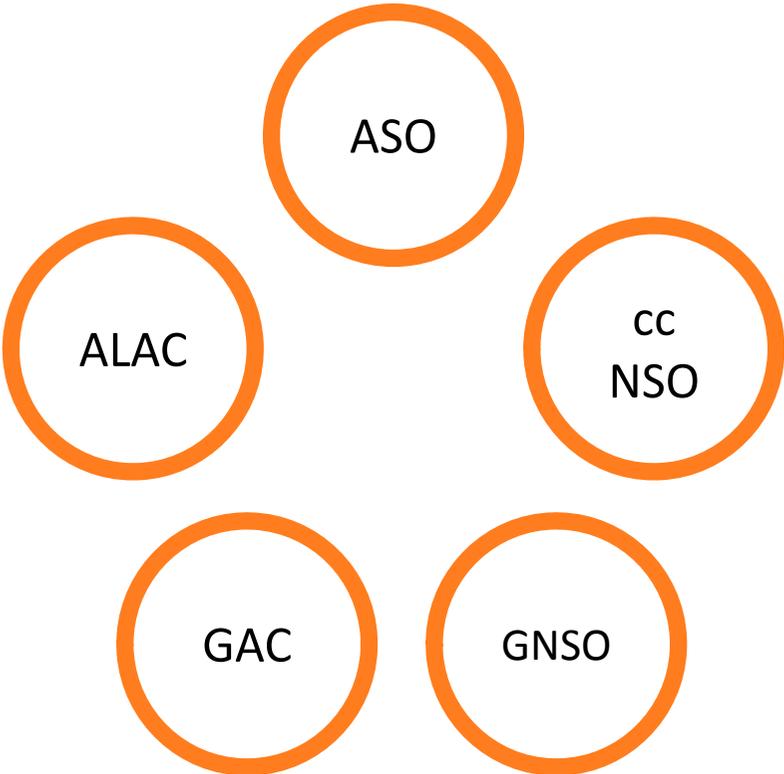
その他

- 次回アブダビ例会で、議長1名・副議長5名の選挙が行われることになった。

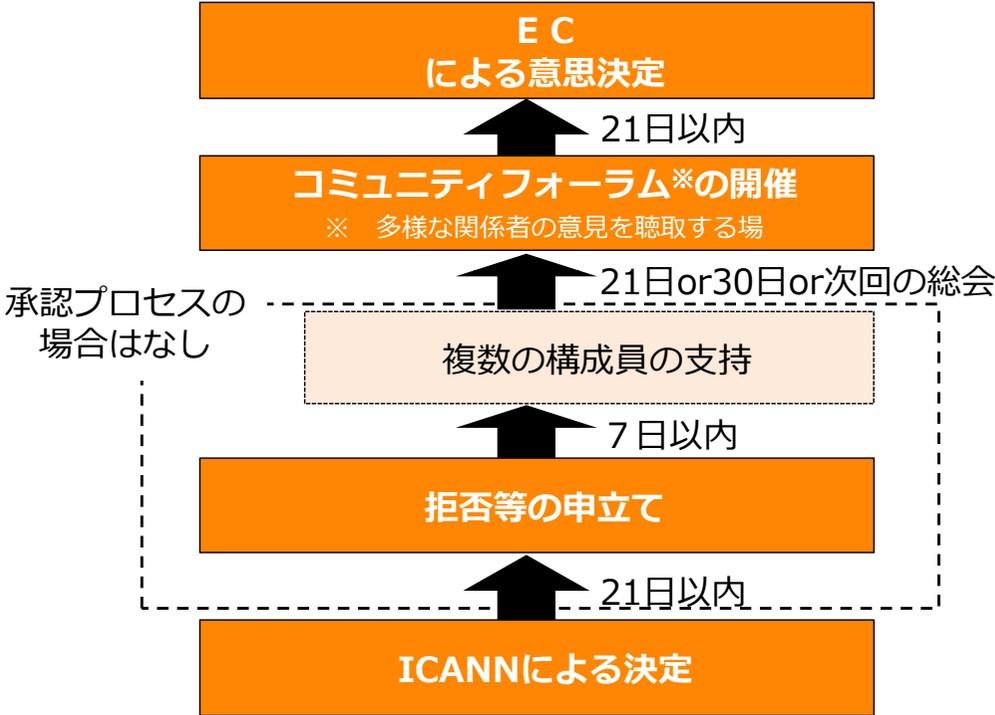
(参考) Empowered Community (強化されたコミュニティ)

- IANA機能の管理移管に伴い、理事会に対する監督強化のため、ICANN内にEmpowered Community (EC) が設置された。
- 現在、ECに属する5つの支持組織及び諮問委員会 (ASO、ccNSO、GNSO、GAC、ALAC) は、それぞれの**代表者及び意思決定の方法を議論している。**

ECのモデル



(参考) 権限行使までの一般的なプロセス



2-2. GACにおける主な議論（ICANNの運営関係）

3. 2nd level domainにおけるCountry/Territory Codeの扱い

- gTLDの2nd level domainへの国別コードの利用を許容する昨年11月の理事会決議の内容や、当該決議の決定プロセスについて、中進国を中心に引き続き強い懸念が表明された。
- GAC以外の関係者も含めた議論の場を求める意見が多く、理事会との意見交換を経て、タスクフォースが設置されることになった。

4. 新gTLDの追加の在り方

- 地理的名称の保護
 - クロスコミュニティセッションに提出された、地理的名称の保護に関する提案の一部※について、GAC内での議論がされていないとして先進国（米英）を中心に強い反発があった一方、地理的名称の保護に熱心なスイス及び中進国からは提案を賛成する意見が出て、激しく対立した。
 - ※ 政府は、Repositoryに既存の法律下で保護された用語を登録でき、申請者は、申請前にRepositoryを調べ、完全に一致する名称があった場合、政府から書面による同意を得るか、地理的名称として使用しないのであれば、地名と関係があることを公に示唆しないという宣誓書を提出する。
- 赤十字/赤新月社及び政府間組織（IGO）の名称保護
 - 赤十字/赤新月社の名称保護については、今回会合では特段進捗はなかった。「各国赤十字の名称」を保護することが前回会合で合意されたものの、ポリシーに反映するためのGNSO作業部会がまだ再開されていない事が確認された。
 - IGOの名称保護については、IGO/INGOの事後的救済メカニズムに関するGNSO作業部会が本年1月にまとめたイニシャルレポートにおいて、GACの助言が適切に反映されていないことを踏まえ、最終報告書の発表前に、GAC、GNSO及び理事会での議論の場を設けることが提案された。

- 前回のラウンドのフォローアップを実施し、諸課題を解決した上で次回のラウンドに臨むべきとするGACと、早く次回のラウンドを実施したいGNSOの間に意見の隔たりがある。
- 主に、トップレベルドメインにおける、①地理的名称の保護、②政府間組織 (IGO) の名称の保護、③赤十字・赤新月社の名称の保護の在り方が論点となっている。

	前回のラウンドにおける保護の状況	次回のラウンドに向けたGACの主張
地理的名称	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO3166-1による国名及び国名コードは、予約語として保護。 ・ 国の首都名 (tokyo等)、ISO3166-2による都市名 (okinawa等)、UNESCO・国連の定める地域名 (asia等) は、関連の行政機関から支持又は反対しない旨の文書が必要。 <p>(その他、地理的名称には該当しないものの国・都市・地域等の名称と混同されることによる悪影響が懸念される場合は、GACによる早期警告や助言が可能。)</p>	<p><u>amazon等の左記地理的名称には該当しない地域名についても、何らかの形で保護すべき。</u></p>
政府間組織	<p>一般の商標権利者と同様に、異議申立てシステムは使用可能。</p>	<p>政府間組織の名称・略称 (OECD、WHO等) を予約語として保護すべき。</p>
赤十字 赤新月	<p>赤十字 (REDCROSS)、赤新月 (REDCRYSTAL) 等の名称は予約語として保護。</p>	<p>左記に加えて、赤十字・赤新月社の略称 (ICRC等) や、各国赤十字・赤新月社の名称・略称 (日本赤十字等) についても予約語として保護すべき。(各国赤十字の名称についてはは保護対象となることで2017年3月に合意)</p>

1. 事案の概要

2016年3月1日、Amazon社は、ICANNの新gTLDプログラム委員会(NGPC)による「.AMAZON」(英語、カタカナ、中国語)の申請拒否の決定がICANNの定款及び申請者ガイドブック等の規定に違反するとして、独立審査レビュー(IRP)を求めた。

2. 最終宣言ポイント

※NGPC : New gTLD Program Committee

- NGPCを通じて行動したICANN理事会は、申請拒否の意思決定において、**附属定款で要求される水準の独立した判断を行わなかった。**
- 理事会は、**その意思決定にかかる理由の説明義務を怠り、単にGAC助言及びその確信の推定に依拠しただけだった。**
- GAC助言に基づくNGPCの**申請拒否の理由に、十分な根拠に基づく公共政策上の理由が見当たらなかった。**
- GACが、Amazon社の要求に反して、Amazon社に陳述書の提出の機会を与えなかったことは、**附属定款に規定する公正な手続要件を侵害した。** 等

3. 今後の対応要請

- 理事会は、早急にAmazon社の申請の再評価を行うこと。
- 理事会が申請を進めないと決定した場合、理事会は、独自の十分な理由を説明すること。
- 理事会が申請を進めると決定した場合、IRPパネル最終宣言から60日以内にGACと面会協議を行うこと。

5. ルートKSKロールオーバー

- DNSについては、検索結果の偽装を防止するため、電子署名の仕組みを利用した「DNSSEC」を導入することが一般的。
- その電子署名の正当性の検証に用いる鍵のうち最も中核をなす「ルートゾーンKSK」が、本年10月11日より更改されることとなり、その準備として9月19日より電子署名の二重化（新旧双方の鍵を利用）が開始予定。9月19日までに必要な措置が講じられない場合、webサイトへのアクセスやメールの送信ができない利用者が生じる可能性があるため、幅広い広報が必要。
- ルートKSKロールオーバーに関して、ICANN CTOからGACメンバーに解説が行われるとともに、各国内における広報について、協力依頼があった。

今回会場では、複数のクロスコミュニティセッション（全参加者による意見交換）が行われ、多数の意見表明が行われた。

1. 欧州一般データ保護規則（GDPR）（90分）

(1) 発表者

- ・Cheryl Langdon-Orr（ALAC副議長）※セッションモデレーター
- ・Cathrin Bauer-Bulst（欧州委員会）
- ・Becky Burr（ICANN理事）
- ・Theresa Swinehart（ICANN Global Domain Division(GDD)）

(2) 概要

ICANN理事から、レジストリ等は、プロセッシングやデータ要素の収集においてGDPRに抵触する可能性があるため、ICANNにおいてユーザー、目的・理由、データ要素のマトリックスを作成していること、ICANN GDDから、GDPRに関するタスクフォースを立ち上げたこと、今後、データ保護機関との連携や主要な要素（ユーザー、目的、データ要素）の特定のためにコミュニティと連携して取り組む必要があるとの発表があった。

参加者から、GDPRの域外適用への批判、P/PサービスやWHOISとGDPRの関係、米欧プライバシーシールドとの関係、GDPRに違反した場合の法執行の時期等の質問が出たが、欧州委員会からこれらの質問に対して具体的回答はなかったため、フロアから欧州委員会の活動の遅延を疑問視する指摘がなされた。

2. 次世代登録ディレクトリサービス (RDS) の要件 (90分)

次世代RDS作業部会において議論中の、RDSへの登録データやRDSの目的等に関して、コミュニティとの意見交換を行った。作業部会から「Minimum Public Data Set」という外部開示すべき登録データを指す新たな用語が示され、登録データへの目的別のアクセス権付与の是非や、プライバシーとデータ登録の関係等を議論した。

3. 地理的名称のトップレベルでの利用 (90分+180分)

次回のgTLD追加に向けて、地理的名称の取り扱いについて、各ステークホルダーの意見を聞くため、2回に分けて議論。

(1回目)

司会者より、現状のルールや主な関係者のポジションについて説明があった上で、関係者の意見を集約した提案が出された。その後、単一の文字列が複数の都市名・ブランド名を示す場合の当該文字列の申請をどう扱うべきかに関する議論が行われた。

※現状留保されている3文字コード、都市名等の申請を認めつつ、Repositoryに登録された名称には別の要件（政府の同意の取得、申請書の提出）を追加。

(2回目)

新gTLD申請者ガイドブックの問題点※1について司会者から説明があり、参加者と意見交換を行った。その後、次回のgTLD追加における主要な地理的名称の課題に対処するため、各SO・ACの共同議長からなるポリシー策定プロセス(PDP)の創設が提案されたが、参加者から当該PDPの問題点※2が指摘された。

※1 作成過程、実施過程でのルールの運用、予見性及び透明性等

※2 コミュニティによっては参加が困難、提案は時期尚早、ルールがない中で連携は困難、他のPDPと重複

4 - 1. 理事会への助言

1. 政府間組織（IGO）の保護

- IGOの事後的な紛争解決メカニズムへのアクセスは、以下を満たすべきである。
 1. 既存のUDRP(Uniform Domain-Name Resolution Policy)をモデルとするが、別のものとする
 2. IGOに公的な政府間機関としての立場に基づいた地位を与えること
 3. 仲裁を通じて上訴を促すことで、IGOの裁判管轄上の地位を尊重すること
- GNSOがGACの助言と大きく異なる勧告を提出する可能性があることに留意し、理事会に対してIGOの提供情報及び専門知識の適切な反映の確保を求める。

4-2. 過去のGAC助言のフォローアップ

1. 2nd level domainにおけるCountry/Territory Code

2文字のCountry/Territory Codeの2nd level domainに係る前回会合での助言について、

1. ICANN理事会の決定（助言で提起された懸念の十分な解決のために必要な措置を講じるよう、ICANN CEOに指示したこと）を歓迎する。
2. 上記懸念を解決するためのタスクフォースを設置する意向を述べたICANN CEOによるイニシアチブを歓迎する（タスクフォースの権限及び活動方法は、GACメンバーと、必要に応じて他の関係者との協議により決定）。

2. 赤十字/赤新月社の名称の保護

前回会合の助言※に従い、赤十字/赤新月社の名称及び略称の保護に関する勧告を再検討すべく、GNSOが全てのgTLDにおけるIGO-INGOの保護に関するポリシー策定作業部会を再招集したことを歓迎する。 ※GNSOに対し、GACの過去の助言と不一致のある2013年のGNSOの勧告を早急に見直すよう求める。

3. 新gTLDポリシー

新gTLDの継続手続作業部会で検討されている公共政策に影響を与える課題の範囲を検討した。

4. 次世代ディレクトリサービス（RDS）及びデータ保護規則

ICANNの①RDSデータ要素の収集及び利用目的の定義②データ保護要件に対処するためのガイダンス及び技術的実装等の解決策の模索③次世代RDS PDPの展開を世界中の規制の変更時期に合わせることへの取組を歓迎する。

5. 地理的名称

クロスコミュニティセッションによる議論がなされたことを歓迎する。

ポリシーの見直し及び作成プロセスにおいては、以下がなされるべきと考える。

1. 全てのステークホルダーが等しく参加し続けられること
2. 現在の合意の背景及び根拠を考慮すること
3. 将来の合意のためのあらゆる提案に対し、証拠に基づくポリシーアプローチを適用すること

5. コミュニケの概要

1. 各コミュニティとの連携

- ICANN理事会、他の支持組織及び諮問委員会（GNSO、ccNSO、ALAC）と意見交換を実施、関連のクロスコミュニティでの議論に積極的に参加した。

2. GAC内部の課題に関する議論

- セントクリストファー・ネイビス連邦を新メンバー、中米電気通信委員会(COMTELC A)を新オブザーバーに迎え、メンバー173名、オブザーバー36名となった。
- 次回のHigh Level Governmental Meetingが、2018年10月、ICANN第63回会合（於：スペイン・バルセロナ）で行われることが、スペイン政府より発表された。
- GAC内の各作業部会の報告を聴取した。

3. ICANNアカウントビリティの拡大

- GACのEmpowered Communityへの参加の暫定的取決めの採択に合意した。
- 基礎的定款の変更の提案に係るコミュニティフォーラムに参加した。
- CCWG(Cross Community Working Group) Work Stream 2 のサブグループの進捗状況のうち、裁判管轄サブグループの作業に関して懸念を表明した。

4. その他

- ICANNの活動への包括的かつ有意義な連携への課題

ICANNの重要なポリシー策定作業等について、多数の作業ストリームが並行して進んでいること、限られたリソースのステークホルダーにとって参加の敷居が高いことを踏まえ、当該活動へのGACの効果的な参加における課題が増加しているとの懸念を表明し、その改善要素として以下を提案した。

1. ICANN内の異なる作業ストリーム間の優先順位を設定すること
2. 限定されたリソースのステークホルダーが作業ストリームの問題及び関連性を容易に理解及び評価でき、積極的参加が促進されるような書面を提供すること

6.P SWG (Public Safety Working Group) の概要

<PSWGについて>

- PSWG (Public Safety Working Group) は、元々、法執行機関や消費者保護機関が集まって活動をしていたもので、2015年2月のシンガポール会合で正式にGACのWGとして承認。
- 活動内容は、主に、① **DNS及びドメイン名登録が詐欺等の違法行為等に使用されることの防止**、② 公共安全に係る議論 (新しいWHOISの議論) へのマルチステークホルダーの一員としての参加。

<メンバーシップ>

- GACメンバー・オブザーバの代表者に加えて、**各国の法執行機関や消費者保護機関の代表者がWGの主要なメンバーになっている。**

共同議長：アフリカ連合、欧州委員会の代表

メンバー：米国 (FBIやDOJ等の代表) 22名、INTERPOL 2名、EUROPOL 3名等、40の国・組織から約100名が参加。(日本は総務省から1名登録済み)

<現在の課題>

- ① WHOIS関係 (Privacy/Proxy (P/P) サービス認定基準の導入、次世代WHOISの検討 等)
- ② ドメイン名の悪用に関する様々なGAC助言のフォローアップ
- ③ レジストリがセキュリティ上の脅威へ対応するための枠組検討への参画 等

1. P / Pサービスプロバイダへの法執行機関からの情報開示枠組み

- P / Pサービス認定実施(PPSAI)の実行段階において、G A Cの公共政策上の懸念に対処するために作られた原則。請求者が開示請求時に提示すべき情報、プロバイダ側の対処方法※の双方を定め、両者にとってバランスの取れた内容となっている。
※プロバイダ連絡先情報の公表、請求受領時の行動基準、請求の優先順位付け、情報開示方法及び開示拒否要件等
- 現在は、P P S A I 実行レビューチームと、文書の完成に向け調整中。

2. 次世代WHOIS (Registry Directory Service: RDS) の検討

※【】内は主要な活動メンバーの所属先。

- R D Sにおける欧州一般データ保護規則 (G D P R) の影響評価 【欧州委員会】
- G D P Rに関するタスクフォースの議論へ参加
- R D Sポリシー策定作業部会への参加 【EUROPOL】
- R D Sレビューへの参加 【欧州委員会、INTERPOL、DOJ】

その他

- 「WHOISと各国のプライバシー法との抵触における I C A N Nの対応手続」パブリックコメントへのG A Cコメント案作成 (EUROPOL、欧州委員会、欧州評議会もコメントを提出)

(参考)WHOISとP/Pサービス

- WHOISは、ドメイン名の登録情報検索サービス。ドメイン名の登録担当者の氏名や連絡先等を検索することが可能。
- WHOISにおける担当者情報は、公開が原則。しかし、近年、インターネットの普及により、個人ユーザによる登録が増えたことに伴い、プライバシー保護の観点から、WHOISでの情報公開を避けたいというニーズが出てきた。
- ①「プライバシー・サービス」は、上記の連絡先情報をP/Pプロバイダの情報のに置き換えるサービス、②「プロキシ・サービス」は、上記の登録担当者名と連絡先の両方の情報をP/Pプロバイダの情報に置き換えるサービス。
- 両サービスの認証基準はGNSOがガイドラインを提案済み。

(参考)JPRSが提供しているWHOISの検索結果に表示される項目の例

Domain Information: [ドメイン情報] a. [ドメイン名] e. [そしきめい] f. [組織名] g. [Organization] k. [組織種別] l. [Organization Type] m. [登録担当者] n. [技術連絡担当者] p. [ネームサーバ] s. [署名鍵] [状態] [登録年月日] [接続年月日] ②プロキシサービス [最終更新]	Contact Information: [担当者情報] a. [JPNICハンドル] b. [氏名] c. [Last, First] d. [電子メール] f. [組織名] g. [Organization] k. [部署] l. [Division] o. [電話番号] p. [FAX番号] y. [通知アドレス] [最終更新]	Host Information: [ホスト情報] a. [ホスト名] b. [IPアドレス] c. [IPv6アドレス] n. [技術連絡担当者] [最終更新] ①プライバシーサービス ②プロキシサービス
---	--	---

(参考)GNSO PDP最終報告書でのWHOISに関する論点

	GNSOのガイドライン案	GACの作業部会の考え方
認定基準	P/Pサービスの利用を認定するための基準に関して、 <u>商取引を目的としたウェブサイトとそうでないウェブサイト</u> を区別しない。	透明性と消費者の安全性・信頼性の観点から、 <u>商取引のため活用されるウェブサイトがP/Pサービスを利用することに反対。</u>
情報の利用目的	法執行機関(警察等)は以下の条件で情報公開の枠組みを利用できる。 (a) <u>データ保護法令を遵守し、事件に関する法的手続のためだけに開示された情報を用いること。</u> (b) <u>特定の情報や事実、状況が公開されることで利用者に危険が及ぶことを利用者やP/Pサービスの提供者が明らかにした場合には情報公開が免除されること。</u>	捜査の対象が多岐にわたることを考慮すると、 <u>情報の利用目的を制限することは困難。</u> 法執行機関の情報公開請求は機微な捜査に直接的に関わるものであり、 <u>P/Pサービスの提供者は法執行機関によって情報公開請求があったことをドメイン名の登録者に通知すべきでない。</u>
法執行機関の定義	「法執行機関」とは、法執行、消費者保護、政府に準じる又はその他の機関であって、 <u>P/Pサービスの提供者が設立され、又は事務所を設置している場所に主権が及ぶ国又は領域の政府が指定するもの</u> を意味する。	最終報告書の定義は、P/Pサービスの提供者が自らに主権が及ぶ法執行機関にのみ対応すれば足りるように解釈できるが、 <u>ドメイン名に関する悪意のある行為が国境を越えて行われることは少なくないため、司法の多面性を認識した定義となるように見直しを求める。</u>

6 – 2.現在の課題（②及び③）

3. ドメイン名の悪用対策に関する様々なGAC助言のフォローアップ

- ICANNのDNS悪用対策に関する質問表の回答分析
 - PSWGのDNS及びドメイン名登録の適切な利用環境の確保に向けた取組の一環として、ICANNのドメイン名悪用対策の取組の実行状況を調査する質問表を昨年11月に作成
 - 前回会合で理事会へ追加の質問を提出。現在、理事会からの回答内容を分析中
- 理事会とのドメイン名悪用対策に関する会合間の意見交換の実施
- ICANNの消費者セーフガードディレクター（Bryan Schilling氏）との面会

4.レジストリがセキュリティ上の脅威へ対応するための枠組検討への参画

- 捜査令状等がなく、現にセキュリティの脅威が差し迫っている場合に、レジストリの対応方法（ドメイン名の削除、ブロック等）及び対応基準等について定められた任意の枠組み。
- PSWG有志メンバー、レジストリ、レジストラ、ICANNから成るドラフトチームにより作成された。現在、パブリックコメントが終了し、文書の完成に向け調整中

参考URL

- (1) GACヨハネスブルグ会合のコミュニケ(成果文書)
https://gacweb.icann.org/?preview=/27132037/46498243/GAC%20ICANN59%20Communique_Final.pdf
- (2) GACコペンハーゲン会合報告会資料
<https://www.nic.ad.jp/ja/materials/icann-report/20170420-ICANN/>

ICANNヨハネスブルグ会合会場:
「Sandton Convention Center」

